

福祉バス「愛の募金号」運行要領

(趣旨)

- 1 この要領は、群馬県から貸与を受けた福祉バス（身体障害者用）「愛の募金号」（以下「福祉バス」という）の円滑適正なる運営を期するため必要な事項を定める。

(利用の範囲等)

- 2 福祉バスは、利用団体が次の各号に掲げる各種の行事等に参加する場合に利用できるものとする。
 - (1) 講習会及び研修会
 - (2) スポーツ及びレクリエーション
 - (3) 機能回復訓練
 - (4) 社会見学
 - (5) その他群馬県社会福祉協議会会長（以下「会長」という）が適当と認める行事

(利用資格)

- 3 福祉バスを利用できる者は、次の団体とし、心身の障害等により自力での移動が困難な者を優先する。
 - (1) 群馬県社会福祉協議会の会員
 - (2) その他会長が認めた団体

(利用申込)

- 4 福祉バスの利用申込は、次のとおり行う。
 - (1) 福祉バスの利用を申し込もうとする者（以下「申込者」という）は、運行要領を理解した上で、電話等で仮予約を行うものとし、仮予約をした日から14日以内に郵送またはFAXにて別に定める福祉バス予約申込書（様式1）を提出するものとする。会長は、予約申込書が提出された日から7日以内に申込者にFAXまたは電話にて予約受付の可否を連絡する。
 - (2) 仮予約の受付は、利用日の4カ月前から10日前までとする。但し、心身の障害等により移動が困難な者（社会福祉事業者(事業収入を伴う法人等)が利用する場合を除く）は、6カ月前から受け付けることができる。
 - (3) 仮予約の受付は、原則として先着順とする。
ただし、繁忙期については、抽選にて予約の受け付けを行うことができる。
 - (4) 福祉バス予約申込書により予約を受け付けられた者は、福祉バス利用承認申請書（様式2、以下「申請書」という）に所定の事項を記載し、会長に申請するものとする。
 - (5) 会長は、申請書の内容が適当と認められるときは、申請書を提出した者（以下「申請者」という）に福祉バス利用承認通知書（様式3）を交付するものとする。
申請書の内容が不相当と判断される場合は、福祉バス利用不承認通知書（様式4）を交付するものとする。
 - (6) 申込者は、申請書に変更を生じた場合は、直ちに会長に通知し指示を受けなければならない。
 - (7) 申請書と著しく異なった利用をした者及び福祉バスの運行に支障をきたした者については、会長はその後の利用を断ることができる。
 - (8) 申込者は、様式5により福祉バス乗車名簿を作成し、遅滞なく提出しなければならない。

ない。

(利用人員)

- 5 福祉バスの利用人員は、20名以上49名以内とする。
(普通座席41席、補助席7席、車椅子固定席2席(車椅子2席固定の場合、普通座席35席)となる)
なお、心身障害者等介護を要する者が利用する場合は、利用責任者は利用者の介護が十分できるように介護者の同乗を配慮するものとする。

(運行範囲)

- 6 福祉バスの1日の走行距離は、原則として300キロメートル以内とし、運行の範囲は、原則として県内及び近県とする。この場合において、1回の利用日数は2日以内とする。

(運行時間及び運休日)

- 7 福祉バスの運行時間は、原則として次に定める運休日を除き、午前9時から午後5時までとする。
 - (1) 土曜日、日曜日、祭日
 - (2) 年末年始(12月28日から翌年1月5日まで)
 - (3) 点検日

(使用料等)

- 8 利用者は、福祉バスの利用に際し燃料費、有料道路通行料及び駐車料等の経費並びに宿泊する場合の乗務員の宿泊料を負担するものとする。
ただし、会長が別に定めた団体については、燃料費について除くことができる。

(報告書の作成)

- 9 乗務員は、運行後速やかに運行報告書(様式6)を作成し、報告する。

(免責事項)

- 10 利用承認決定後、やむを得ない事情で運行不能になり、その結果損害等が生じても、会長は一切の責任を負わないものとする。

(補則)

- 11 この要領のほか必要な事項は会長が決定する。

(付則)

- 1 この改正要領は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この改正要領は、平成15年7月1日から施行する。
- 3 この改正要領は、平成17年6月1日から施行する。
- 4 この改正要領は、平成19年3月15日から施行する。
- 5 この改正要領は、平成21年4月1日から施行する。
- 6 この改正要領は、平成27年3月11日から施行する。
- 7 この改正要領は、平成29年4月1日から施行する。
- 8 この改正要領は、平成30年4月1日から施行する。